

# 役員給与規程

社団法人 日本船用工業会

## (総則)

第1条 社団法人日本船用工業会(以下「工業会」という。)の定款第18条第1項の規定に基づき、工業会の常勤役員(以下「役員」という。)に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

## (給与)

第2条 役員給与は、本俸、特別手当及び通勤手当とする。

## (本俸)

第3条 役員の本俸は、月額とし、次のとおりを定める。

- (1) 専務理事 790,000円
- (2) 常務理事 740,000円

2 会長は、国家公務員の一般職の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の別表第十指定職俸給表の改正があったときは、その改正を勘案して前項の金額を改正することができるものとする。

## (特別手当)

第4条 特別手当は、原則として毎年夏季、年末及び期末において予算の範囲内で支給する。

## (通勤手当)

第4条の2 通勤手当は、当該役員が通勤に必要な運賃を別に定めるところにより支給する。

## (給与の支給定日および方法)

第5条 役員の本俸は、その月の初日から末日までを1ヶ月分とし、毎月20日に支払う。ただし、支給日が休日にあたる時、その他特別の事情があるときは、繰上げて支払うことができる。

2 役員特別手当の支給定日は、そのつど定める。

3 役員給与は、法令に基づき、その役員給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を原則として通貨をもって直接本人に支払う。

## (新たに役員となった者の本俸)

第6条 月の初日以外の日において、新たに役員となった者に支給するその月の本俸の額は、第3条に規定する額を、当該月の日曜日と土曜日以外の日数で除して得た額にその者が役員となった日からその月の末日に至るまでの日曜日と土曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

(役員でなくなった者の本俸)

第7条 月の初日以外の日において、役員が退職し、解任され、または死亡した役員に対して支給するその月の本俸の額は、第3条に規定する額を、当該月の日曜日と土曜日以外の日数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、解任され、または死亡した日に至るまでの日曜日と土曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、その者が死亡したときは、その月の本俸は全額を支給する。

(退職慰労金)

第8条 役員が退職し、解任され、または死亡したときは、理事会の議決を経て、次に掲げる計算式に基づく退職慰労金を支給することができる。

計算式 当該役員の在職月数×当該役員の本俸×100分の25

2 会長は、当該役員の功績等を勘案して、前項で計算した額から100分の10以内の金額を増額または減額することができるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた100円未満の端数は、これを切上げるものとする。

附 則(平成3年5月16日)

この規程は、平成3年6月1日から適用する。

附 則(平成5年3月12日)

この規程の一部改訂は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年5月22日)

この規程の一部改正は、平成9年6月1日から施行する。

附 則(平成14年12月5日)

この規程の一部改正は、平成14年11月1日に遡及して実施する。

附 則(平成15年5月22日)

この規程の一部改正は、平成15年5月22日から施行する。